

# 苦情処理制度のあらまし

## ● 申出ができる対象

市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情や意見を申し出ることができます。

※私人間の人権侵害に関する苦情や相談は対象ではありません。

これらの相談については、女性相談など各種相談事業で対応しています。

## ● 申出ができる人

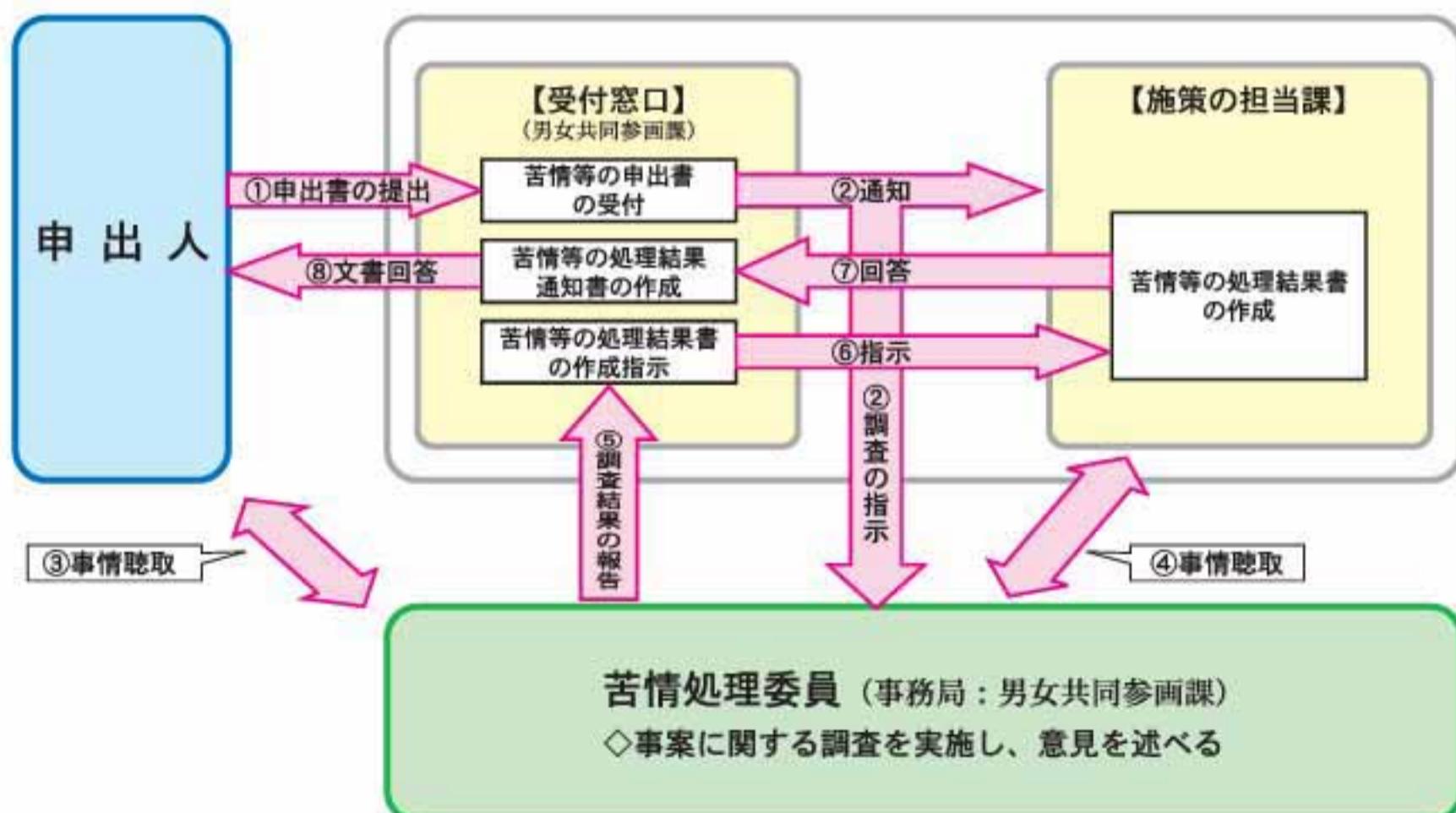
高槻市内に在住・在勤・在学している人です。また、市内で活動している事業者及び団体の方も申出ができます。

## ● 申出の方法

男女共同参画課や男女共同参画センターに備え付けてある「苦情等の申出書」に必要事項を記入し、男女共同参画課に提出してください。  
この申出書は、高槻市のホームページからも入手できます。

(高槻市HPアドレス <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>)

## 苦情などの処理手順



高槻市男女共同参画推進条例あらまし

平成18(2006)年3月

発行：高槻市男女共同参画課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL : 072-674-7498 FAX : 072-674-7721

ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>